

## 佐世保市クラウドファンディング型プロジェクト応援事業（文化）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、佐世保市内において文化芸術事業を実施する個人又は団体の資金調達活動を支援することにより、寄附による資金調達力の向上及び本市の文化振興を図ることを目的に、予算の範囲内において、当該文化芸術事業に要する経費の一部又は全部の2分の1を目標額とし、本市が実施するクラウドファンディング型寄附により、集まった寄附金と原則同額を本市が上乗せして交付するクラウドファンディング型プロジェクト応援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において対象事業とは、文化芸術基本法第8条から第14条までに列挙された分野及びその複合した事業を指すものとする。

### （対象者）

第3条 交付の対象となるものは、次の各号の全てに該当する文化芸術活動を行う個人又は団体（法人を含む。）とする。

- (1) 佐世保市内に住所地又は団体所在地、活動場所のいずれかが存在する
- (2) 文化芸術事業を実施した実績を有するもの（団体の場合、構成員の実績を含む。）

### （補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 佐世保市内で実施する公演・展示等の企画・制作・発表
- (2) 申請を受け付けた日の属する年度内に実施するもの
- (3) 政治的、宗教的な意図で実施される事業ではないもの

### （交付対象経費）

第5条 交付対象経費は、別表に定める経費を除く、交付対象事業の実施に要する経費とする。ただし、クラウドファンディング型寄附で調達した寄附金額を超えない範囲の額における支出については、別表に定める経費のうち旅費、需用費、食糧費、共済費も交付対象経費とする。

### （補助金額）

第6条 補助金の額は、本市が実施するクラウドファンディング型寄附で調達した寄附金

及び、原則として寄附金額から市が準備する返礼品等に係る必要経費を除いた額を本市が上乘せしたものとする。

- 2 補助金の額は、交付対象経費の額及び申請金額の範囲内とし、審査の結果減額する場合がある。

#### (交付申請)

第7条 交付を受けようとするものは、必要事項を記載した次に掲げる様式を、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 佐世保市クラウドファンディング型プロジェクト応援事業(文化)補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 同一人が複数の申請を行い、又は別に申請を行うグループ・団体の一員となることはできない。

#### (審査)

第8条 市長は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、内容を審査し、審査結果通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

#### (交付の決定)

第9条 市長は、前条に掲げる審査結果を踏まえ本市が実施するクラウドファンディング型寄附の終了後速やかに交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書(様式第5号)により、通知するものとする。
- 3 交付決定額に変更が生じる場合、変更交付決定書(様式第6号)を通知するものとする。
- 4 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

#### (申請事項の変更等)

第10条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が交付決定の通知後、事業内容や支出項目等を著しく変更するときは、速やかに事業変更承認申請書(様式第8号)に変更後の事業計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、やむを得ないと認めるときは、これを承認し、その旨を事業変更承認通知書(様式第9号)により通知するもの

とする。また、事業内容や支出項目等を著しく変更したときは、補助金の減額や交付の決定を取り消すことがある。

- 3 交付決定の通知後、原則として事業の中止をすることはできない。ただし、天災や感染症の拡大による活動自粛要請などの不可抗力によって実現が難しい場合を除く。

#### (決定の取消し)

第11条 規則に規定するほか、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 申請のあった事業計画の内容を実施できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 感染症拡大等に伴い、事業中止が望ましいと判断されるとき。
- (3) 所定の期間内に事業報告書又は関係資料の提出がないとき。
- (4) 事業報告書により報告を受けた事業内容が、事業計画の内容と著しく異なり、かつ、制度の趣旨を損なうものであると認められるとき。
- (5) 補助金の使途がふさわしくないと認められるとき。
- (6) その他この要綱に基づき提出された資料に虚偽のあるとき。

#### (関係書類の整備)

第12条 本事業の実施における関係書類の保存期間は、事業が終了した日の属する年度の翌年度から5年間とする。

- 2 前項に規定する書類は、保存期間が満了するまでの間に市長の求めがあった場合は、速やかに提出しなければならない。

#### (事業等の遂行)

第13条 交付を受けた者は、法令の定め、交付の決定の内容及びこれに付された条件並びにこの要綱に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。

- 2 交付を受けた者は、補助金を他の用途に使用してはならない。

#### (実績報告)

第14条 補助事業者は、交付対象事業の完了後1箇月以内又は事業実施年度の末日のいずれか早い日までに、佐世保市クラウドファンディング型プロジェクト応援事業(文化)補助金事業報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 規則に規定する報告書は、事業報告書(様式第10号)とする。
  - (1) 収支決算報告書(様式第11号)
  - (2) 事業の実施状況が分かる資料

- (3) 経費の支出を確認することができる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか審査し、適合すると認めるときは、交付額を確定し、交付額確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。補助事業者は概算払いを希望する場合、補助金等交付請求書（様式第3号（規則第14条関係））を提出するものとし、市は提出日時点のクラウドファンディング型寄附の額及び第6条の規定に基づき概算払いを行う金額を算定し、交付の決定をするものとする。ただし、概算払いを受けた補助事業者は、第14条の規定による報告を行う際は、補助金返還予定額を報告しなければならない。

2 前条の規定による交付確定額が概算払の額より減額となった場合、その差額を精算により市長に返還しなければならない。

(手続きの省略等)

第17条 第14条第2項第1号による決算報告の結果、交付対象経費の減額により、第9条で通知した内容に変更が生じる場合、第9条第3項及び第15条に係る手続きを併合し、第9条第3項に係る手続きを省略する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、佐世保市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

費目	項目
旅費	特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等）
需用費	・ 備品 ・ パソコンやカメラ等、電力により稼働するもの ・ 参加者、協力者への贈答が目的のもの（賞状、景品等）
食糧費	食糧費全般（講師用の弁当、会議用の水等も全て）
共済費	雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等 ※イベント保険、その他危険な作業を行う場合のみ対象
団体が当然負担すべき経費	対象事業以外に係る人件費、団体等の運営経費（家賃、光熱水費、電話代等）
受益者負担とすべき経費	参加者等の受益者が負担すべき経費（材料費、送迎費等）
応募経費	本事業の応募に係る経費
対象期間外の支出	対象期間外に実施した事業に係る経費
その他	社会通念上、不適切と認められる経費や著しく高額と思われる経費